

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

茗広茶業株式会社が発注する「袋詰機」について一般競争入札を行いますので公示します。

令和2年9月2日

(事業実施主体) 茗広茶業株式会社

代表取締役 長瀬 隆

1 競争入札に付する事業

- (1) 事業主体 茗広茶業株式会社
- (2) 工事名 茗広茶業株式会社袋詰等整備工事
- (3) 工事場所 茗広茶業株式会社 本社工場
- (4) 工事概要 茶葉をアルミ袋へ計量及び充填する機械
- (5) 工期 契約日の翌日から令和3年2月28日
- (6) 工事請負契約締結 契約書及び「談合等の不正行為があった場合の違約金等」に関する特約事項により茗広茶業株式会社と契約する。
- (7) 入札事項 製造請負工事請負金額

2 競争参加資格

- (1) 抹茶加工機械の機械設備、設置実績がある者。
 - (2) 経常利益が直近3ヵ年連続赤字ではない者であること。
 - (3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本工事の行われる当該地域において、行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
 - (4) 工事の実施計画が適正に行われる者で、かつ適正な監理技術者を設置できるもの。
 - (5) 静岡県に本社、支店、営業所を有し、1時間以内に建設地に到着しメンテナンス対応ができるもの。
 - (6) 予算決算及び会計令の第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- ※「契約に係る指名停止等に関する申立書」の提出を求めるものとする。

3 入札手続等

(1) 担当窓口

名称 茗広茶業株式会社
住所 静岡県静岡市葵区北番町117-4
電話 054-271-8161
担当者 取締役 竹澤悠太

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格確認資料の提出期間、場所及び方法

- ア 期間 令和2年9月2日(水)～令和2年9月12日(土)
- イ 場所 茗広茶業株式会社 本社
- ウ 方法 上記場所に持参、郵送若しくはメール(y.takezawa@meiko-chagyo.co.jp宛)にて送付のこ

と。(9月12日必着のこと)

(3) 一般競争入札参加資格確認通知書の送付及び方法

- ア 日時 令和2年9月13日(日)12時まで
- イ 方法 書面(メール送信)をもって通知する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- ア 日時 令和2年9月14日(月)10時30分
- イ 場所 茗広茶業株式会社 本社 2階会議室
- ウ 方法 上記場所に持参のこと。

4 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

6 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことができる。

7 その他

その他の詳細については、入札説明書による。現地説明会は開催しない。

以上

仕様書

- 1 事業主体：茗広茶業株式会社
- 2 補助事業名：食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
- 3 工事名：袋詰機
- 4 概要

稼働条件 50 製品/時

工程	機械名	台数	内容(仕様)
その他	タッチパネル	1 台	下記 PLC に対応した動作設定用タッチパネル
	PLC	1 台	誤差範囲を 2%以内で設定可能な計量システムプログラム(PLC)

入札参加資格確認申請書

令和2年 月 日

〇〇〇会社
〇〇 〇〇 様

所在地又は住所
申請者 商号又は名称
代表職氏名
電話番号
(担当者)

下記の工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 工事名
- 3 参加資格 公告のとおり
- 4 添付書類
 - ・ 契約に係る指名停止等に関する申立書
 - ・ 納入実績表
 - ・ 会社案内

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体名 氏名〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2） この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。